

町有地を売却します

町の財政健全化の一環として、現在利用されていない町有地を一般競争入札により売却します。希望者は入札にご参加ください。

入札方法

予定価格(最低売却価格)を公表し、購入希望者を募集(入札参加申込書の提出が必要ですが)。応募者の中で予定価格より一番高額の価格で入札した方を落札者とします。
 ※落札者となる同価の入札者が2人以上あった場合は、くじにより決定します。

入札参加申込書受付の期間・場所

期間 11月26日(水)～12月11日(木)
 午前9時～午後5時

場所 総務課

入札参加の条件

- ・町内に住所を有する方
- ・税金の滞納がない方 など

入札の日時・場所

日時 12月19日(金)午後2時
 場所 役場別館2階第1会議室

その他

- ・詳細はホームページにも掲載してあります。
- ・入札参加申込書等は総務課にあります。

問合せ

総務課 ☎47・8000

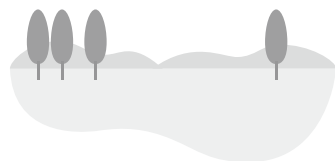
<http://www.town.minamiechizen.fukui.jp/>



売却物件

所在	登記地積 (㎡)
今庄 60 字 26 番 1	182.80

登記地目	予定価格 (円)	その他
宅地	3,133,000	旧北陸電力事務所跡地



町内小・中学校通学区域制度弾力的運用

児童・生徒が就学する小・中学校は、町教育委員会で定めた通学区域に基づき就学区域を指定しています。

しかし、特別な事情があり、指定された小・中学校への就学が困難な場合、教育委員会へ申請すると、就学区域の変更が認められることがあります。就学区域の変更の許可事由は次のとおりです。

なお、申請時期は次の変更事由が発生する時で、内容により別に定める書類を提出していただくことがあります。

1、転居による場合

①現に通学している学校に引続き通学を希望するとき。

②近い将来、転居することが確実なため、あらかじめ転居先の学校への通学を希望するとき。

③住居の建て替え等により一時的に転居し、引き続き前学校に通学を希望するとき。

2、家庭環境による場合

①自営業等で店舗等の方が生活の本拠地となっている場合で、その店舗等のある住所地の就学区域への通学を希望するとき。

②共働き家庭、ひとり親家庭等の理由により、児童・生徒がいったん親類、知人宅等に下校する場合で、その親族、知人宅等のある住所地の就学区域へ通学を希望するとき。

③共働き家庭、ひとり親家庭等の理由により、保護者の勤務地のある住所地の就学区域への通学を希望するとき。

を希望するとき。

3、教育的配慮による場合

児童・生徒が義務教育を円滑に受けるために特に配慮する必要があると教育委員会が認められたとき。

4、その他

①健康上の理由により、学校を変更する方が望ましいことが医師の診断書で明らかになったとき。

②兄及び姉が通学している学校への入学を希望するとき。

③就学区域の変更により通学していた小学校を卒業した児童が、当該小学校の卒業生が通学する中学校への進学を希望するとき。

※通学については、保護者が責任をもって送迎することになります。

問合せ

教育委員会 ☎47・80005